

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当商工会が管轄するエリア内の三篠川沿いの低地では、氾濫による水災が繰り返し発生しており、河川の改良工事等により改善はされているものの、平成30年7月の西日本豪雨では再び広範囲で被害が発生した。

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市洪水ハザードマップ」によると、管内を流れる「三篠川」が台風、豪雨等で氾濫した場合、広範囲において3m以上5m未満の浸水が想定されており、川沿いの低地では、5mを超える地域もある。

■広島市洪水ハザードマップ（安佐北区）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021035/1003240.html>

■洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■太田川水系三篠川洪水浸水想定区域図

<https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/01/0111.pdf>

■広島県河川課 HP：平成27年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html>

(浸水（内水）：ハザードマップ)

広島市が公表している「広島市浸水（内水）ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治21年から令和3年の間で、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は1時間雨量121mmである。

なお、令和7年度中に、雨水整備を行っている市域全域において浸水（内水）ハザードマップの地区割の見直し等を行ったうえで、新規作成及び改訂する予定があるため、新規作成及び改定後は、そちらを確認すること。

■広島市浸水（内水）ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/suidogesuido/1005966/1026319/1026321/1003118.html>

(土砂災害：ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び「広島市土砂災害ハザードマップ」によると、当商工会が管轄するエリアは、旧安佐郡北部の高陽町、旧高田郡白木町からなり、山地が多く、低地は三篠川沿いに形成されている。この低地に隣接した丘陵地では数多くの住宅団地が開発してきた。

また、全域に亘って山際に昔からの集落も多く、広島市が公表している「広島市土砂災害ハザードマップ」によると土砂災害特別警戒区域が多いという特徴も持っている。

■広島市土砂災害ハザードマップ（安佐北区）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021035/1003244.html>

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

(地震：広島市地震想定報告書・広島市地震防災マップ)

「広島市地震想定報告書」及び「広島市地震防災マップ」によると、当該地区に大きな影響を与えると想定される6つの地震は以下のとおりである。

- (1) 南海トラフ巨大地震
- (2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
- (3) 五日市断層による地震
- (4) 己斐～広島西縁断層帯による地震
- (5) 岩国断層帯による地震
- (6) 広島湾～岩国沖断層帯による地震

このうち、(3)(4)は最大震度6強、(1)(2)(6)は最大震度6弱、(5)は最大震度5強が想定され、液状化を原因とした建物被害および上下水道や電力等のライフラインへの被害も指摘されている。

■広島市地震被害想定報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021018/1025517/1003239.html>

■広島市地震防災マップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/saigainfo/saigai/1021035/1013472.html>

(感染症：情報提供サイト)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

■新型インフルエンザ等対策（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html>

■新型コロナウィルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/index.html

（2）商工業者の状況

当会の管内商工業者数は、商工会実態調査によると、令和7年において令和2年との比較で1,936者から51者減少し、1,885者となった。新型コロナウィルス感染拡大の長期的な影響によって廃業や移転により減少した管内商工事業者数が、現在も戻り切っていないことが伺える。（表1）

一方で、当会の会員のうち商工業者数は令和7年6月末時点で1,087者であり、令和2年9月末時点の1,110者と比較で、23者減となったが、これについても新型コロナウィルス感染拡大から収束した令和5年度までの間にやむなく廃業や地域から撤退した事業者が多く見られた影響が出ていている。そんな中でも、小規模事業者を中心とした新型コロナウィルス関連の各種給付金や補助金支援によって小規模事業者数は、992者から1,003者となり、11者の増加となっている。

業種別内訳によると、事業者数は建設業が最も多く、次いでサービス業、小売業の順となっている。業種ごとの事業者数推移は、建設業、卸売業、飲食業が増加傾向であるのに対し、製造業、小売業、

サービス業では減少となっている。(表2)

当地区は産業特性から北部地域の白木町地区、高陽中央部の狩小川・深川地区、高陽南部の倉掛地区から口田地区までの大きく3つの地区に分けることができる。白木地区は、農業、畜産が多く、広範囲に自動車関連製造業が点在している。また、自宅兼の建設業、設備業が多いのも特徴である。課題は、農業や畜産は自然災害の影響を、自動車関連製造業は大手自動車メーカーの業績の影響を受けやすい事である。併せて、人口減少による廃業も増加傾向にある。一方で狩小川・深川地区は、金属加工業や自動車関連の製造業の集積地となっている。白木地区同様、大手自動車メーカーの業績の影響を受けやすい上、災害時にサプライチェーンが毀損した場合の影響が最も大きい地区である。倉掛地区から口田地区については、建設業が多く、ほか飲食業、小売業、サービス業が地域全体に点在している。特に飲食業、小売業、サービス業では、災害等緊急時の客足減少が売上の減少に直結し、事業への影響も早い。また、地区外への消費流出・地域住民の高齢化による購買力の低下という課題も抱えている。

管内の商工業者数等の状況

(表1) 高陽町商工会管内の商工業者数等の推移 (商工会実態調査より)

令和7年		令和2年	
商工業者等数	小規模事業者数	商工業者等数	小規模事業者数
1,885者	1,564者	1,936者	1,564者

(表2) 会員数の推移および業種別内訳

	令和7年6月末現在		令和2年9月末時点	
	商工業者等数	うち小規模業者数	商工業者等数	うち小規模業者数
建設業	363	359	337	333
製造業	84	69	94	81
卸売業	34	27	31	24
小売業	129	105	136	109
飲食業	66	59	62	56
サービス業	285	285	296	256
その他	126	115	154	133
計	1087	1019	1,110	992

(3) これまでの取組

(広島市の取組)

①防災計画等の策定状況

- ・広島市危機管理計画
(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画)
- ・広島市地域強靭化計画
- ・広島市感染症予防計画

②防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施
- ・広島市総合防災訓練の実施
- ・区防災訓練の実施
- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

③防災備品の備蓄

平成25年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約12万1千人を対象として、生命の維持や人間

の尊厳性を確保するため、1日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2日目以降は県から、3日目以降は協定を締結している政令市等から調達することとする。

(当会の取組)

①平成30年7月豪雨災害関連支援

- ・小規模事業者持続化補助金（被災地型）

小規模事業者の事業再建を支援するため、被災事業者が、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むのにあたり、経営計画に沿って販路開拓に取り組むのに要する経費の一部を補助するもの。

支援事業者数	支援内容
平成30年度予備予算（被災地型）47者	（国）上限200万円
平成30年度（豪雨対策型）1次 31者	（県）上限25万円
平成30年度（豪雨対策型）2次 72者	※補助率3/4

- ・広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

中小企業等がグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設・設備の復旧費用の一部を補助するもの。

支援事業者数	支援内容
復興支援グループへの参加事業者 企業・団体数： 80社 （中小企業者） 79社 （中小企業者以外） 1社	事業に要する経費 7億8,860万円 補助金申請額 5億9,051万円

②新型コロナウイルス関連支援

- ・小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型、低感染リスク型ビジネス枠）

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む経費の一部を補助するもの。

支援事業者数	支援内容
コロナ特別対応型 第1回 3者 第2回 14者 第3回 22者 第4回 19者 第5回 15者	上限100万円 ※補助率2/3～3/4 ※別途「事業再開枠」50万円あり
低感染リスク型ビジネス枠 第1回 2者 第2回 5者 第3回 4者 第4回 4者 第5回 3者 第6回 2者	

③会員事業者に対し、事業継続力強化計画を中心とした国の施策を周知

④広島県商工会連合会（以下、県連という。）主催「事業継続力強化計画関連セミナー」の周知（令和6年度）

・リスク啓発セミナー 令和6年11月26日、12月24日 参加者延べ11名

・計画策定セミナー 令和6年12月11日 参加者延べ2名

⑤会員事業者に対し、広島県共済と連携して火災保険を推進

⑥高陽町商工会BCP（第1版）を作成、令和2年3月19日開催の理事会で承認済み

⑦事業継続力強化支援計画申請（令和3年3月9日認定）

⑧高陽町商工会BCP（第2版）を作成、令和7年9月18日開催の理事会で承認済み

II 課題

近年、全国各地において自然災害が頻発し、地域経済を支える企業の事業活動やサプライチェーンに支障をきたす事態が相次いで生じている。事前の防災・減災対策として国による事業者BCP策定の推進等、事業者への普及啓発は行われてきたものの、災害への取り組みは依然として大企業を中心とした一部の事業者に止まっている。とりわけ経営資源が脆弱な小規模事業者においては、ひとたび被災すると事業の継続も危ぶまれるにも関わらず、事前対策への取り組みが進んでいないのが現状である。第1期計画では、平成30年西日本豪雨災害で被災したエリアを中心に本計画の策定を推進したが、県連主催のセミナー等への参加にとどまり、策定まで繋がらなかった。策定した事業者においても、補助金申請の加点を目的とした申請が多く、本来の趣旨とはかけ離れ、実行性の薄いものとなっている。全国で自然災害が頻発する今、もう一度、原点に返り制度の普及啓発に取り組む必要を感じている。

また、令和2年初頭に発生した新型コロナウイルスの様な影響が広範囲にわたる感染症に対しては、企業規模に関わらず明確な対応策が整備されていない事業者が多かった。その為、不正確な情報に振り回され、不安な中での対応に追われ、事業を立て直すまでに必要上の時間を要することとなつた。

これらを踏まえ、各自治体や各商工会は、それぞれの立場において防災や感染症対策に向けた取組を行ってきたが、地域全体での連携体制が無いためにその効果は限定的であった。今後、地域の関係機関が一体となった防災体制等を構築し、併せて実効性のあるマニュアルを整備し、それを運用できる人材の育成が急がれる。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害および感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と県連及び広島市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時にハザードマップ等を活用し、事業者の所在地から想定される自然災害等のリスクを分析し、対応した共済や保険制度の情報提供を行う。併せて、専門的な知識を持つ保険会社等との支援体制を構築する。

【成果目標】

毎年、①白木地区、②狩小川・深川地区、③倉掛地区～口田地区の3地区から各5事業者、計15事業者を支援する。その中から約半数の8事業者のBCP策定を目指す。

(事業者B C P策定事業者目標数)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援対象事業者数	15	15	15	15	15
うち事業者B C P 策定事業者数	8	8	8	8	8

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会が管轄するエリアは、平成30年7月の豪雨災害で全域が被災し、多数の事業用施設が直接被害を受けた。また、主要幹線道路やJR芸備線が一時不通となったことから、物流や人の流れがストップし、その後も地域に広がる閉塞感や、事業が再建するまでに多くの時間を要するなど、多くの事業者において事業の継続に深刻な影響を受けた。このような自然災害や他の様々な経営リスクから企業を守り、事業の継続を支援する。
- ・令和2年初頭に発生した新型コロナウイルスの様な影響が広範囲にわたる感染症に対し、事前の予防措置や社内での対応マニュアル等の作成を促し、経営リスクから企業を守り、事業の継続を支援する。
- ・当会の「高陽町商工会BCPマニュアル」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害および感染症リスクの周知

- ・窓口および巡回での指導時に地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用し、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクについて説明する。
- ・事前のリスク対策として、休業補償、損害保険、共済等の制度説明および加入勧奨を行う。
- ・ホームページや会報、市町広報によって国の施策や事前の防災・減災対策、感染症対策の必要性、事業者BCPに取り組み効果のあった事例等を紹介する。
- ・事業者BCP策定にあたっての指導及び助言を行う。（専門家派遣含む）
- ・事業者BCPに関するセミナー等を開催し、地域の小規模事業者に参加を呼びかける。

②高陽町商工会における事業継続計画の作成

- ・当会は、令和7年に「高陽町商工会BCP（第2版）」を策定し、令和7年9月18日開催の理事会で承認を得た。

③関係団体等との連携

- ・発災時に連携する関係団体と「連携協定書」を締結し、連携内容について情報を共有する。
- ・業務連携を行っている広島県共済およびジブラルタ生命保険株式会社等の保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした休業補償、損害保険、共済等の制度紹介や普及啓発セミナーを実施する。
- ・事業者BCPの普及に関する啓発ポスターの掲示およびセミナーの共催

④フォローアップ

- ・管内事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・成果目標で掲げた年間事業者BCP策定事業者数8事業者に対し、1事業者あたり3回のフォローアップを行う。
- ・当会及び広島市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

(目標フォローアップ回数)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
事業者 B C P 策定事業者数	8	8	8	8	8
上記事業者に対するフォローアップ回数	24	24	24	24	24

⑤当該計画に係る訓練の実施

- 定期的に自然災害等を想定した訓練を実施し、各関係機関との連絡ルート等の確認を行う。
※訓練は、「高陽町商工会 B C P マニュアル」に沿って、実施する。
- 定期的に防災備品の動作確認や備蓄量の確認を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- 発災時には、「人命救助」を第一とし、そのうえで、下記の手順により集約した安否情報や業務従事の可否、地区内の被害状況（家屋被害や道路状況、感染範囲や感染状況）等を当会と関連機関で共有する。

①応急対策の実施可否の確認

※商工会 B C P マニュアルより

<自然災害の場合>

- 職員は、速やかに安否確認サービス 2 (トヨクモ) 等にて①本人および家族の安否 ②被害状況 ③業務従事の可否（参集までの時間含む）を速やかに県連へ報告した後、広島市に共有する。

なお、商工会の全体統括者である事務局長は、職員全員の回答状況を確認し、未回答職員に対しては電話等により安否確認を早期に行う。

- 対策本部の立ち上げに向け、参集可能な管理職等を把握する。

<感染症の場合>

- 商工会の全体統括者である事務局長は、職場内での感染者の特定、症状、行動履歴の確認、濃厚接触者の特定を早期に行う。
- 対策本部の立ち上げに向け、参集可能な非感染の管理職等を把握する。

②応急対策の方針決定

- 当会と広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた緊急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる被災状況の場合は、無理に出勤をせず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に勤務する。
- 当会と広島市は、勤務可能な職員および管内の被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

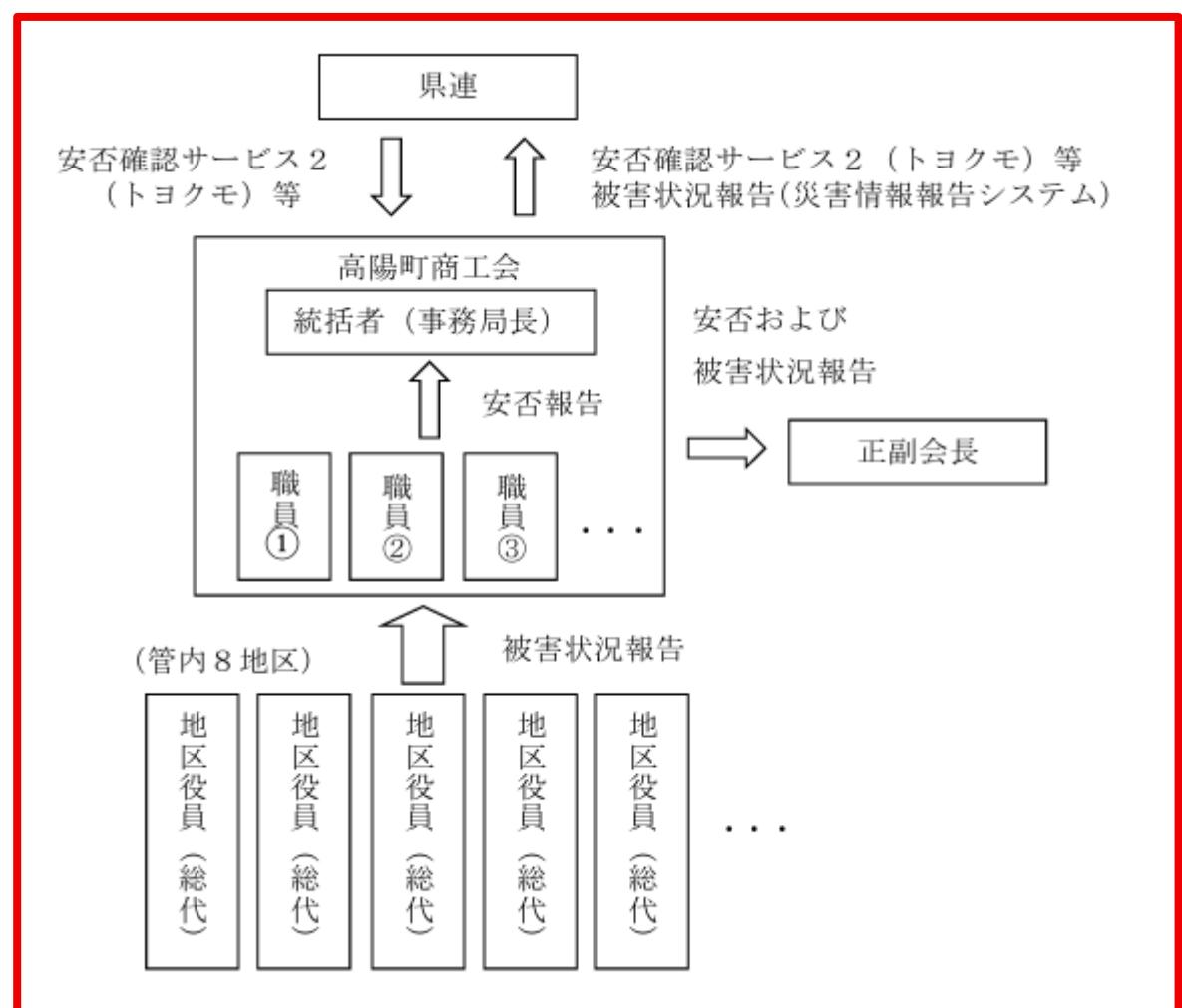
(当会における管内被害状況の収集方法)

<自然災害の場合>

各地区的商工会役員、総代等から収集した被害情報や地区担当職員が確認した被害状況を元に統括者が管内全体の被害状況を取りまとめ、「商工会災害情報報告システム」により県連に報告する。

<感染症の場合>

管内全体の被害状況を報告するシステムは無いが、隨時、指示される方式によって速やかに県連に報告する。併せて、正副会長にも職員の安否および管内全体の被害状況を報告する。



■ 自然災害時における安否確認の運用基準 ※商工会BCPマニュアルより

① 甚大な災害の発生が見込まれる場合

送信内容：災害に対する注意喚起

送 信 先：県連→県連職員及び全事務局長

判断基準：

区分	判断基準
風水害等	<p>a. 県内で甚大な被害（大雨・暴風・波浪・高潮・暴風雪・大雪）の発生が見込まれるとき。</p> <p>b. 県内の全部又は一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。</p>
地震	a. 県内に南海トラフ地震等に関連する情報が発表されたとき。
津波	a. 県内に大津波警報が発表されたとき。

②県内の広範囲で甚大な災害が発生した場合又は、発生したと予測される場合

送信内容：職員の安否確認

送信先：県連→全商工会職員（夜間に発災した場合は、翌日の午前中に発信）

判断基準：

区分	判断基準
風水害等	a. 県内で甚大な被害（大雨・暴風・波浪・高潮・暴風雪・大雪）が発生した（発生したと予測される）とき。 b. 県内の全部又は一部が台風の暴風域に入り甚大な被害が発生した（発生したと予測される）とき。
地震	a. 県内で震度5弱以上を観測し、かつ甚大な被害が発生した（発生したと予測される）とき。 b. 県内に南海トラフ地震等が発生し、甚大な被害が発生した（発生したと予測される）とき。
津波	a. 県内に津波が襲来し、甚大な被害が発生した（発生したと予測される）とき。

③上記以外の運用

発災地域が限定的な場合や上記の判断基準に達しない場合、県連から全職員に対し安否確認の一斉送信は行われないが、各商工会において職員の安否確認を行なうとともに、トラブル発生時は県連へ速やかに報告するものとする。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と広島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

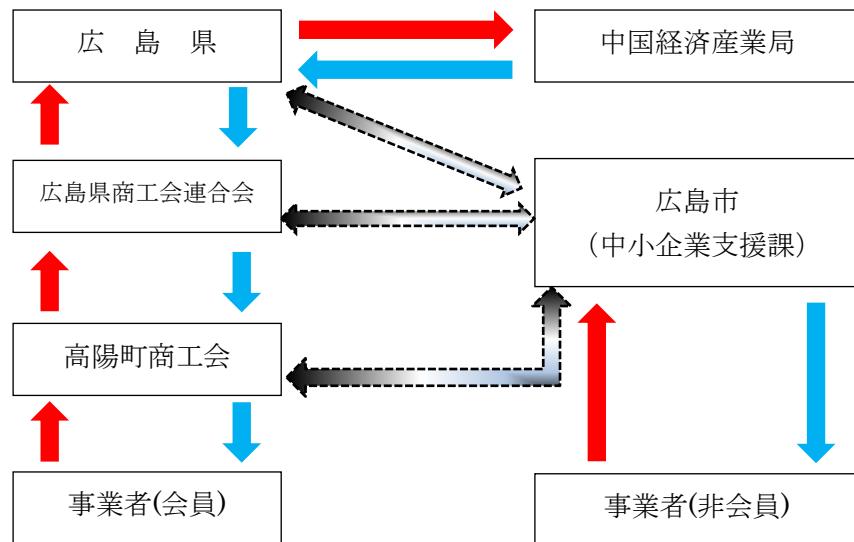
発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

※必要に応じて、上記間隔に依らず情報共有を行う。

※感染症の場合は、広島市が策定した「広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時や感染症拡大時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、広島県商工会連合会の「商工会災害情報報告システム」に入力した自然災害の被害状況を県連へ報告した後、広島市と共有する。（メールまたはFAX）
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、県から報告の依頼があった場合は当会と広島市が共有した情報を県の指定する方法により報告する。
- ・次の図の流れで情報共有または報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・当会と広島市は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、広島市の施策）の情報を収集し、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・当会本所が被災し、事務所機能が麻痺した場合、白木支所に事務所機能を移転し地区内小規模事業者に対する支援を継続する。
また、本所および白木支所ともに被災し、事務所機能が麻痺した場合、連携商工会である「広島安佐商工会本所」に事務所機能を移転し、地区内小規模事業者に対する支援を継続する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島県及び広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、広島県商工会連合会および全国商工会連合会に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

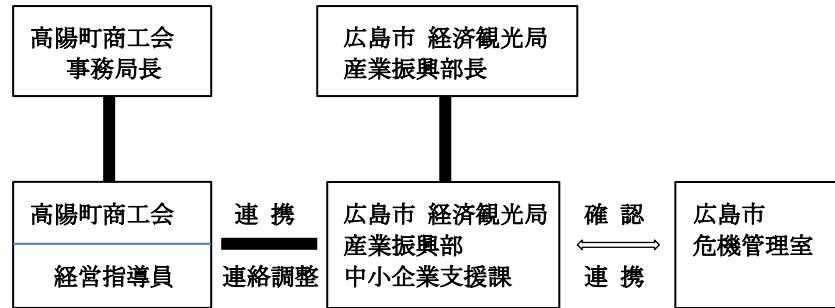
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

本所および支所担当 堀田 良助

(本所：広島市安佐北区深川5丁目21-21 082-842-0186 詳細は後述(3)①のとおり。)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会、関係市町連絡先

- ①商工会

高陽町商工会 経営支援課

〒739-1751 広島県広島市安佐北区深川5丁目21-21

TEL：082-842-0186 / FAX：082-845-0939

e-mail：koyo@hint.or.jp

- ②関係市町

広島市 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課

〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 5階

TEL：082-504-2236 / FAX：082-504-2259

E-mail：chusho@city.hiroshima.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	759	759	759	759	759
・専門家派遣費	264	264	264	264	264
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	125	125	125	125	125
・チラシ等郵送費	120	120	120	120	120
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・備蓄品の更新、補充等	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ①補助金等収入（国、広島県、広島市）
- ②会費収入
- ③特別賦課金
- ④受託料および手数料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	